

平成27年4月9日

各事業所管理者 様

愛知県健康福祉部高齢福祉課
介護保険指定・指導グループ

看護体制強化加算について

訪問看護事業所及び介護予防訪問介護事業者が、平成27年度の制度改正において新設された看護体制強化加算を算定する場合は、別紙5 看護体制強化加算に係る届出書を提出することとされておりますが、その様式に一部変更がありました。

旧様式では、届出日の属する前3月の利用者の割合で算定することとしていましたが、介護保険最新情報 Vol.454 の Q&A 問24で、**算定日の属する前3か月（届出日以降については見込み）**で記入することとされたことから、今後の届出にあつては、算定日の属する前3か月（届出日以降）で作成してください。

なお、平成27年4月1日から当該加算を算定するために、既に福祉相談センターへ届出を提出した事業所については、既に提出された届出書を有効なものとみなします。

また、**届出を提出した事業所においては、毎月、前3か月の実績を別紙5に記載の上、要件を満たしているか確認する必要があります。**

届出を提出した以降、要件を満たさないことが判明した場合は、速やかに各福祉相談センターに届出をしてください。